

令和8年度長岡京市こどもの居場所づくりを通じた多世代交流事業
委託業務仕様書(案)

1. 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、「令和8年度長岡京市こどもの居場所づくりを通じた多世代交流事業委託業務」(以下、「本業務」という。)に適用する。なお、仕様書は、成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、契約に際しては、特定した業者と別途調整を行うものとする。

(2) 法令等遵守

受託者は、本業務の実施にあたっては、関連する法令を遵守しなければならない。

(3) 再受託の禁止

受託者は、本業務の全部または一部を一括して第三者の委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときはこの限りではない。

なお、一部委託が必要となる場合は、企画提案にその項目等について明記すること。

(4) 秘密保持

- ① 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはいけない。
- ② 本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

(5) 個人情報の保護

本業務の遂行上知り得た個人情報の取り扱いについては、当該情報の漏洩、滅失等に特段の配慮を払うとともに長岡京市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

(6) 検査について

受託者は本業務完了後、成果品を速やかに本市に納品しその検査を受けなければならない。ただし、受託者の責めに帰すべき事由及び市の検査により不当であると認められる場合は、その内容の訂正、修正等を行わなければならない。

(7) 疑義等について

本仕様書の定めのない事項またはその内容について疑義が生じた場合は、本市及び受託者で協議し定めるものとする。

2. 業務内容

(1) 業務内容

受託者は、地域の実情を把握し、地域課題やその解決方法について、行政・市内の中間支援団体に対して、専門的知見や技術を用いながら、地域福祉活動や市民活動が推進されるよう下記についての①～④の支援業務を行う。

① 伴走支援(中間支援団体に対する支援)

地域住民や NPO 団体等の「居場所を作りたい」という意欲を受止める市内の中間支援団体に対して、更なる力量向上を目的として、専門知見や技術を用いて、定例的に連携会議に参加し、現地での支援や随時の相談を含めた助言等を行い、立ち上げから運営までの伴走支援を行う。

② 庁内外の関係機関を集めたワーキングチーム検討会議での連携・助言

関係機関による「官民・部局横断」ワーキングチームに参画し、進捗管理と内容検討を多角的に実施する際にスーパーバイズを行う。

③ 講演会/研修会

社会福祉協議会や市民活動サポートセンター等地域福祉活動や市民活動の支援を行う中間支援組織、行政職員、こどもや多世代の居場所づくりに関心のある地域住民等を対象に、居場所づくりの立ち上げ及び持続的な運営等に関する研修会や地域での居場所づくりの機運醸成のための講演会の実施。

④ 活動報告書作成

令和 8 年度の居場所づくりや多世代交流事業についての活動報告書の作成。

なお、①～④について、具体的な業務内容の詳細は、双方の協議において調整し、開始時に事業計画を提出し、終了時には事業完了報告書を作成すること。

(2) 報告

業務完了後は速やかに以下の項目を記した報告書及び経費内訳書を提出すること。報告期限は業務完了時もしくは令和9年3月31日のいずれか早い方とする。

内容:業務完了報告書

経費内訳書(事業に要した経費の内訳:給料、職員手当、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費、会議費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等)

(3) その他

本仕様書に明記されていない事項については、市と受託者が協議の上、業務遂行するものとする。

以上